

仕様書

イノベーション推進部

1. 件名

事業会社が保有する革新的な技術等のカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業

2. 目的

本事業では、我が国において、事業会社¹が保有する革新的な技術等を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップを創出する「スタートアップ創成型カーブアウト²」の加速・促進に向けて、下記の事業を実施します。

【1】調査事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出について、これまでの国内外の先行事例等を調査するとともに、その促進に向けた普及・啓発に関する取組を調査する事業です。

なお、本事業では、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。）の開発及び実用化に取り組むいわゆるディープテック・スタートアップとしてのカーブアウトを対象とします。

3. 内容

本事業では、下記の実施項目を実施してください。なお、実施内容については、NEDO担当者等との協議の上で決定することとします。

実施項目 A 情報収集・整理

スタートアップ創成型カーブアウトの先行事例（カーブアウトによるスタートアップの創出に積極的な事業会社及びベンチャーキャピタル（以下、「VC」とする）、アクセラレーター等における取組

1 事業会社：比較的に安定した事業基盤を有している（複数年にわたって利益を稼得しているプロダクトを有している、プロダクトを継続的に購入する顧客のネットワークを有している、特定のマーケットにおいてある程度のシェアを有している等）ことにより、継続的なキャッシュフローが見込まれる営利法人のことを想定しています。

2 スタートアップ創成型カーブアウト：事業会社で研究開発が実施されたものの事業化に至らず十分に活用しきれていない技術等について、当該事業会社からその社員等（当該技術の開発に携わっていた研究者・技術者や、経営者候補人材（客員起業家（**Entrepreneur in Residence**、以下「EIR」という。）として参画する人材その他の外部人材を含む。))が、その技術の提供（特許権等の譲渡や独占的实施権の付与など）を受け、当該事業会社を退職等し、新たにスタートアップを立ち上げ、VC等の社外の資金提供者から資金を調達しながら事業化に向けた研究開発や事業開発を行うことを指します。なお、ここでは、創業者自らも出資するなどによりスタートアップ側に経営の主導権があり、急速な事業成長に向けてVC等から資金を複数回調達することを前提とした資本政策をもとに、元の事業会社とは独立して事業を進める事業体を想定しています（元の事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、スタートアップとしてのファイナンスを実行しながら事業を進める見込みである場合も含まれます）。

みや、カーブアウト化により創出されたスタートアップが創出までに経た各種プロセス・意思決定等)を10事例程度リスト化して整理してください。

その上で、それらの事例を具体的な対象として、スタートアップ創出型カーブアウトに関して、経済産業省が2023年度に開催した「研究開発成果を活用した事業創造の手法としてのカーブアウトの戦略的活用に係る研究会」(以下、「カーブアウト研究会」とする)での議論や成果物等を活用し、事業会社においてカーブアウト化を実施するためのフローやカーブアウト化を円滑に実施するためのノウハウ、そうしたフローに沿ってカーブアウト化を実施するにあたって生じ得る経営上・実務上・制度上の課題等の論点及びそれに対処するための考え方等を整理してください。提案書においては、事前調査、実績等で把握している最大限の情報を記載し、本事業において実施する項目、方針、計画等を具体的に提案書に記載してください。

なお、本調査等の実施に当たっては、過去の調査との重複を避けるなど、先行調査における調査等の内容を十分に精査した上で実施計画を提案してください。

実施項目B 連携・広報

カーブアウト研究会との連携及びその研究会の成果物を踏まえ、スタートアップ創出型スタートアップの普及・促進・浸透のために、研究会や業界団体と連携した検討会や勉強会等の実施運營業務(事業期間中に10回程度)やイベント(100人程度を想定したオンライン想定で、一部ハイブリッドも含むもの、4回程度)、各種メディア媒体を活用した露出の機会(10回程度)等を踏まえた広報を実施してください。なお、上記の「イベント」は、「【2】実証事業」の受託者や、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業(NEDO Entrepreneurs Program:「NEP」(以下、「NEP」とする)のうち躍進カーブアウトA・カーブアウトBの実施者、当該受託者が実施するプログラムの参加者、当該プログラムを端緒に設立されたカーブアウト・スタートアップ等を交えて実施する回を含むこととします。

提案書においては、それらの効果的な手法を提案すると共に、アプローチするターゲット像、適切と思われるイベントの形態やメディア媒体及びその理由などを明記してください。

実施項目C 運営補助

上記事業を推進するにあたり、NEDOのとりまとめ等諸業務について、運営を補助してください。提案書においては、その実施体制等を想定して提案してください。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2026年3月31日まで

5. 報告書

本事業で実施した内容を報告書(和文)の形に取りまとめていただくと共に、概要(主な取組等)についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、データ等についてはNEDOが別途指定するフォーマット等で整理をしてください。また、調査結果のエビデンスを示す参考資料も別途提出してください。なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全てNEDOに帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業、併せて関連事業において活用する予定です。

(1) 中間報告書

提出期限 : 2025 年 3 月 31 日 (月)

提出方法 : 提出時点における本業務の中途結果を、最終報告書の内容を見据えた形式で取りまとめ、中間報告書(ワード形式およびパワーポイント形式)として、電子メールにより、当機構担当者まで提出してください。

なお、別途 2025 年 3 月 31 日 (月) までに中間年報を提出していただきます。

(2) 最終報告書

提出期限 : 2026 年 3 月 31 日 (火)

(契約期間を延長した場合は NEDO の指示に従うこと)

提出部数 : 電子媒体 DVD-R (PDF ファイル形式) 1 枚

提出方法 : 本業務の結果を最終報告書として取りまとめてください。概要(主な取組等)についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、その他資料等も併せて提出してください。なお、別途 NEDO ホームページ上で公開するため、指定指定のフォーマットに従い成果報告書も作成し、当機構担当者まで提出してください。

記載内容 : 「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。委託期間終了後に本事業における成果の報告会を NEDO と調整の上で開催してください。

7. その他

本仕様書に定める事項については、随時 NEDO と調整の上実施してください。また、関連する NEDO 事業等との連携・活用等を視野に入れた上で、本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定することとします。